

しゅしゅの森保育園 Jr.ジュニア 重要事項説明書

(1) 設置者及び管理者の名称、所在地

設置者及び管理者の名称	一般社団法人市民生活パートナーズ
設置者及び管理者の所在地	佐賀市多布施四丁目 10 番 45 号
連絡先電話番号	0952-77-9576
代表者氏名	代表理事 山田 崇

(2) 施設の概要

種 別		企業主導型保育所						
名 称		しゅしゅの森保育園 Jr.ジュニア						
所 在 地		佐賀市唐人二丁目 2 番 6 号						
連絡先電話番号		0952－77－9576						
施設長氏名		園長 竹下義洋(佐賀市川副町犬井道 2024 番 7)						
開設年月日		令和 4 年 3 月 1 日						
利用定員 (地域枠)		0歳児	1・2 歳児	3 歳児 以上	計	病後児 保育	体調不 良児保 育	一時保育
		8 人 (4 人)	4 人 (2 人)	-人 (-人)	12 人 (6 人)	-人	2 人	2 人
当園の基本理念・方針		1. 保育理念						
		本園は、24時間365日タイプの企業主導型保育施設として適切な運営を行い、安全で良質かつ健康に配慮した保育サービスを提供し、全ての子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めるとともに、その保護者が安心して育児と仕事を両立できる環境づくりを進めます。ひいては、地域企業の人材確保及び心豊かな地域づくりへの貢献に努めます。						
		2. 保育方針・目標						
		保育所は、子どもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。本園では、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、国の「保育所保						

	育指針」のもと、次の事項を保育の方針及び目標とします。 ①十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし生命の保持、情緒の安定を図ること。 ②子どもの健康、安全の確保に十分配慮するとともに、その生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。 ③人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にす る心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽 生えを培うこと。 ④生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対 する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。 ⑤生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の 話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。 ⑥様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを 培うこと。 ⑦子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定し た関係に配慮し、その援助に当たること。 3. 本園のめざす子ども像 本園では、次の子ども像を目指した保育を実施します。 ① 自分で考え、判断し、行動できる子ども(自主) ② のびのびと自分の意志を表現し、元気いっぱい遊ぶ子ども(自主) ③ 自分の周りの人や物を大切にし、相手の立場に立って考えることのでき る子ども(協調)
--	--

(3)敷地・園舎の概要

敷地	敷地全体	79.98 m ²
	園庭	近隣の公園を利用
園舎	構造	木造 2 階建て(準耐火建築)1 階部分
	延べ	68.39 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備 考
保育室、乳児室	3 室	0・1・2 歳児 (40.39 m ²)
体調不良児室	1 室	9.13 m ²
事務室、調理室、トイレ等	2 室	18.29 m ²

(5) 提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から日曜日まで(週 7 日、土日祝日も利用可)	
保育時間	基本時間	午前 7 時～午後 8 時(13 時間)
	基本時間外	午後 8 時～午前 7 時(11 時間)
延長保育	保育標準時間	朝:午前 5 時～午前 7 時 夜:午後 8 時～午前 5 時
	保育短時間	朝:午前 5 時～午前 7 時 夜:午後 8 時～午前 5 時
体調不良児保育	保育時間	午前 9 時～午後 6 時(9 時間)
休 日	一般:特になし(利用園児がない場合を除く)	
	体調不良児保育:土・日・祝、年末年始	

(6) 利用者負担額(保育料)等

①連携企業枠(月額):基準額×70%

②一般枠(月額):基準額×90%

※基準額＝佐賀市保育認定保育料基準額(月額)

- ・同一保護者の兄弟姉妹が本園(しゅしゅの森保育園を含む。以下同じ。)の園児となった場合には、2 人目は前各号に定める金額の 5 割をその利用者負担額(月額)とし、3 人目以降は無料とする。
- ・本園職員の子が本園の園児となった場合には、前各号に定める金額の 5 割をその利用者負担額(月額)とする。2 人目以降は前項に準じる。
- ・前各号にかかわらず、幼児保育の無償化に伴う利用者負担額(月額)その他の経費については、国等が法令、要綱、要領その他により定めるところによるものとする。

※3 歳児以上:無償(ただし、副食費:4,500 円/月)

※住民税非課税世帯:無償

・新型コロナウイルスに関し、国等が法令、要綱、要領その他により定めたときは、その法令等の定めによるものとする。

③一時保育料、延長加算等：別に定める

④体調不良児保育料：無料

⑤1歳児以上の園児については、年齢に応じ、絵本を活用した保育充実を図るため、毎月1冊分(440円)のご負担をお願いします。

⑥前各号の利用者負担等(保育料、副食費、一時保育料、延長加算、絵本代等)は、原則として、本園が発行する請求書に基づき納付いただきます。利用者負担等を受領したときは、本園は領収書を発行します。

(7)非正規労働者優先利用枠

本園の定員内に「非正規労働者（アルバイト、パートターマー、契約社員、派遣社員等）」の児童が優先的に利用できる定員枠（2名）を設けています。

(8)保育士等の配置数(令和7年11月1日現在、合計11名)

① 保育士：7名

③ 看護師：2名

④ 保育支援員：1名

⑤ 連携推進員：1名

(9)嘱託医及び嘱託歯科医

本園の嘱託医及び嘱託歯科医は、以下のとおりです。

えがしら小児科医院	住所：佐賀市兵庫北 2-25-48 内容：内科検診、体調不良児保育協力 内科検診：年 2 回
うめづ歯科小児歯科医院	住所：佐賀市八戸溝 3-8-2 内容：歯科検診、年 2 回

(10)緊急時における対応方法

本園では、本園で保育中の子どもに体調の急変が生じた場合、非常災害時その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又はかかりつけ医療機関、緊急連絡先等への連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、緊急時には災害時電話サービス等の活用を積極的に行います。

- ① 避難訓練の実施状況：毎月 1 回
- ② 避難場所：火災及び地震災害時等の場合は、園舎前広場。大規模災害時は県立図書館前公園
- ③ 避難方法：保育士等による誘導、避難車の利用等
- ④ マニュアルの作成状況：作成済（令和 4 年 3 月 1 日）

【管轄する消防署】

消防署名	佐賀広域消防局佐賀消防署
所在地	佐賀市兵庫北三丁目 5 番 1 号
電話番号	0952-30-0111

【管轄する警察署】

警察署名	佐賀県警察本部佐賀南警察署
所在地	佐賀市本庄町大字本庄 155 番 1
電話番号	0952-23-6110

(11)相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	副園長 山田陽美	副園長 竹下里美
相談・苦情解決責任者	園長 竹下義洋	

【要望・苦情等への対応方法】

①本園は、提供した保育サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じます。

②本園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を適切に記録、保管します。

③本園は、当該苦情の解決のために必要な改善を行います。

※要望・苦情連絡先：0952-77-9576

※第三者委員氏名：山田崇

(12)賠償責任保険の加入状況

保険の内容	① 賠償責任補償(1 事故最大 3 千万円) ② 傷害保険(無過失保険、死亡・後遺症他)
加入保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター

(13)個人情報の取り扱い

①本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はそのご家族の秘密を漏らしません。
③ 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該園児の保護者の同意を得ます。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除きます。

(14)虐待の防止・対応

- ①マニュアルの作成状況:作成済(令和 4 年 3 月 1 日)
- ②研修の実施状況:全スタッフ会議等を活用して実施

- (15)設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別
該当なし



しゅしゅの森保育園

forest of chouchou